第 106 号

河川法第4条第1項の一級河川の指定の変更に対する意見を述べることについて 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第4項及び第6項の規定により、同条第1 項の一級河川の指定を次のとおり変更することについて異議はないとの意見を国土交通大 臣に述べることとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

大野川水系

	名	称	区間								
				上	流	端		-	下	流	端
旧	玉来川		左岸 熊本県阿蘇郡産山村大					大野川への合流点			
			字田尻字中田尻201番								
			の2地先								
			右岸 同村同大字同字 2 1 5 番の 2 地先								
新	玉来川	(山鹿川を含	熊本県	郡産山	」村大字田尻		大野月	~0	の合流	点	
	む。)		字中田尻201番5地先の田								
			尻橋」	上流端							

(提案理由)

国土交通大臣が河川法第4条第1項の一級河川の指定を変更しようとするに当たって知事が意見を述べるときは、同条第4項及び第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。